

## 令和5年度島根県における消費者教育について

## 1.現状

幼児期から高齢期までの生涯を通じて、様々な場所で体系的・継続的な消費者教育を受けることができることを目指し、消費者教育を行っているところです。

令和4年4月の民法改正に伴う成年年齢引き下げに対応するため、令和2年度より消費者教育コーディネーターを配置し、教育委員会等と連携しながら、未成年期における学校現場での消費者教育を実施しています。

下記4つの内容を中心に消費者教育事業を展開しています。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 消費者教育の実施       | (2) 教員向け研修会の開催       |
| (3) 関係機関との担当者会議の開催 | (4) 消費者教育情報冊子の作成及び配布 |

## 2.令和5年度の実施状況について

## (1) 消費者教育の実施

## ①島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業（弁護士等の法律専門家を派遣）【資料4-1】

実施別	校数	実施地域	参加人数
中学校	3	(東部3)	129
高等学校	11	(東部7 西部3 隠岐1)	1,865
特別支援学校	3	(東部2 西部1)	32
大学等	2	(東部2)	170
合計	19	(東部14 西部4 隠岐1)	2,196

○高等学校の保護者向けや中学校での実施等高校以外にも実施対象が広がった。

○弁護士会、学校、行政の三者で協議を重ねて共通教材の作成ができた。

## ②消費者問題出前講座

消費者センター職員等が県内各地（学校、職域、地域等）に出向いて出前講座を実施【資料4-2】

実施別	回数	実施場所	参加人数
若年者（学校等）	41	中学校、高校、特別支援学校等	1,859
高齢者等	25	公民館、ふれあいサロン等	157
職域等	9	企業社内向け研修、商工会等	800
合計	75		2,816

○学校等はR4年度に比べて実施回数が減少し、職域等での実施は増加した。

## ③学校における消費者教育実践研究委託事業（すくすく消費者第40号）

授業方法や教材研究を通じて、教育の質の向上を図る。また実践例を冊子で紹介することで一層の推進に繋げる。

- |  |
|--|
| (2) 教員向け研修会の開催（10/31開催 17名参加 講義及びワークショップの開催） |
| (3) 島根県消費者教育推進連絡会議を開催（6/7 12名出席 2/28 11名出席）  |
| (4) 消費者教育情報冊子の作成と配布（オトナ消費者へステップアップ！）         |

# プロフェッショナル出前授業

## どんな内容？



### 成年年齢引下げと 若者の消費者トラブル

- ・若者に何が起きているのか？
- ・成年年齢引下げの注意点
- ・若者が被害に遭わないために

専門家が  
解説！

「大人」の  
基礎力を  
身につけよう！



## 講座のメリット

- ・法律の専門家 **弁護士** **司法書士** の話が聞ける！
- ・クラス単位の講座にも対応可能！（要相談）



## 対象は？

県内の学校の生徒さん・先生および保護者の方

(中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校、大学、工業高等専門学校、各種専修学校)

for class

授業の  
1コマに！

for teacher

先生の研修に！

for parents

PTA主催の  
行事にも！

for each grade

学年集会に！  
オリエンテーションでも！

## 講座時間

1～2時間程度

原則、平日9:00～17:00まで

※土日祝は別途相談

会場手配、開催周知、準備等は依頼者側で  
お願いします。

## お申込み

島根県消費とくらしの安全室

## お問合せ

島根県松江市殿町8-3 市町村振興センター5階

**☎ 0852-22-5103**

まずは、お気軽に  
ご相談ください！

様式第1号

令和 年 月 日

島根県環境生活部環境生活総務課長 様

「プロフェッショナル出前授業」講師派遣申請書  
(島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業)

学校名

代表者名

このことについて、下記のとおり申請します。

主 催	
開催場所	
開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
対象者(人数)	
テーマ	
授業の内容	
使用可能な機器 (PC,プロジェクター 等)	
担当者連絡先	担当者氏名: 連絡先: 電話 FAX E-mail

島根県消費者センター

# 消費者問題 出前講座 のご案内



無料で講師  
を派遣します

島根県内  
お住まいのおおむね  
10名以上の  
団体・グループ  
でご利用ください

裏面の申込書でお申込みください

お問合せは、お電話でお気軽に

0852-22-5103

実際の事例、クイズなどを  
織り交ぜてあって、とても  
わかりやすかったね。

通信販売はクーリング・オフ  
できないんだね。よく考えて  
注文しなくちゃ。

こういう話、早く聞き  
たかったな。これから  
気をつけよう。



人気  
講座

自治会、職場の研修、高齢者サロンなど全世代向け!

## 消費者トラブル 事例と対策

〔例〕 契約とは? / トラブル事例・悪質商法 / トラブル対策 / 相談窓口

消費者トラブル(電話勧誘販売・訪問販売、マルチ商法、ネット通販、  
スマホのトラブルなど)の事例を知り、トラブルに負けない消費者に!

人気  
講座

学校や放課後児童クラブだけでなく、PTAや新人研修にも!

## 18歳から「大人」 自立した消費者になろう!

〔例〕 契約とは? / 「成年」になるとは? / トラブル事例と対策 / 相談窓口

契約やトラブル事例(ネット通販、副業詐欺、SNSきっかけの悪質商  
法など)を学び「大人」社会を歩む基礎力をつけよう!

注目

見守り活動で高齢者等の消費者被害を防ごう!

## 高齢者等の見守り

トラブル事例・見守りのポイントなど

その他

製品事故 情報化社会

注目

SDGsで未来を創る消費を!

## エシカル消費

消費とSDGs・食品ロス削減・  
サステナブルファッションなど

内容についても  
ご相談ください



消費者問題出前講座のページ チラシ・申込書がダウンロードできます

【時間】 講座時間は1~2時間程度

平日の9:00~17:00(12/29から1/3は除く) ※土日祝は要相談


【講師】 消費者センター職員、相談員、登録講師などを派遣します

※会場手配、開催周知や当日の準備、受付、片付けなどは主催者側でお願いします

※会場費などの講師派遣以外にかかる費用は主催者側でお願いします

※開催の1か月前までにお問合せください

## 消費者問題出前講座申込書

申込日	年 月 日		
主催団体			
開催会名			
対象者			
連絡先	氏名		
	住所	(〒 - )	
	電話番号	- -	FAX番号 - -
	携帯電話	- -	
	E-mail		
開催日時	第一希望	年 月 日 曜日	時 分～ 時 分
	第二希望	年 月 日 曜日	時 分～ 時 分
実施会場	会場名		
	住所		
	電話番号		
	公共交通機関の最寄駅 (地図などがあれば添えてください)		
受講者	約 名	(年代	男女比 : )
希望するテーマ	例: 最近のトラブル事例と対策について 見守る側の心得について		
依頼側準備可能機材	(DVD再生視聴 可 不可) マイク・スピーカー パソコン・ホワイトボード・スクリーン・プロジェクター		
受講形態	テーブルとイス・イスのみ・座卓・床に座る		
備考	<div style="text-align: right;">  <p>お待ちしています</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>島根県消費者センター</b></p> <p>〒690-0887 島根県松江市殿町8-3 TEL 0852-22-5103</p> </div>		

## エシカル消費推進事業

### 1 エシカル消費とは

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12「つくる責任つかう責任」に関連する取組として位置づけられている。

○人・社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することで、より多くの人が持続可能な生活を送れるようになること。

- ・フェアトレード認証商品
- ・売上金の一部が寄付につながる商品
- ・障害者支援につながる商品を選択する など

○地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を買「う」ことは、地元を「応援する」ことにつながる。

・地産地消  
・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する

- ・伝統工芸品を購入する など

○地球環境の現状や問題を「自分には関係ない遠い話」と見過ごすのではなく、より良い未来に向かって、一歩を踏み出すこと。

- ・エコ商品を選ぶ
- ・お買物のときにレジ袋の代わりにマイバッグを使う
- ・資源保護の認証がある商品やCO2削減の工夫をしている商品を購入する
- ・マイボトルを利用する など
- ・食品ロス を減らす など



### 2 取組の状況

#### 【国】

第4期消費者基本計画（R2～R6）を踏まえた「地方消費者行政強化作戦2020（R2.4消費者庁）」を定め、政策目標「3消費者教育の推進等」に「エシカル消費の推進」を掲げ、交付金等を通じて都道府県等の取組を支援する。

#### 【県】

島根創生計画（第5期島根県消費者基本計画）KPIとして「Ⅷ-2-(2)安全で安心な消費生活」に「エシカル消費（社会や環境に配慮した商品やサービスを選択している人の割合）」を採用し、人や環境に配慮した消費活動を行うことができる自立した消費者を育成する教育推進事業としてエシカル消費を推進していく。

#### ① エシカル消費啓発リーフレットの配布（中学校、高校、特別支援学校等）＜通年＞

#### ② ご縁の国エシカルライフ啓発事業の実施

＜参考＞

- ・R3事業「エシカルレシピコンテスト」（TSK委託）
- ・R4事業「サステナブルファッションイベント」（TSK委託）
- ・R5事業「エシカル消費啓発イベント」（NKT委託） 【別添1】

#### ③ 地域におけるサステナブル社会形成事業（島根県連合婦人会委託事業）＜R4～6＞

＜参考（R5の状況）＞ 子ども向け地域学習会

- ・出雲市：チーズ作り講座
- ・奥出雲町：エシカル学習会
- ・安来市：エシカル料理教室

#### ④ イベント、研修、学校等を通じた動画やリーフレットによる広報啓発の実施 ＜通年＞

## 【別添1】

### 令和5年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業について 消費とくらしの安全室

#### 1 事業の目的

地域の活性化や雇用等を含む、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費について考え行動を起こす機会とするため、令和3年度に「食」について、令和4年度には「衣」について実施した『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業」を継続・拡大し、令和5年度は講演会を中心としたイベントを開催し、「エシカルなライフスタイル」全般についての啓発を図った。

#### 2 実施内容

##### (1) エシカル消費啓発イベントの実施

###### ① 名称

知ろう、始めよう エシカル消費

###### ② 実施日・場所

- ・令和6年1月21日（日）13：00～17：00
- ・くにびきメッセ 大展示場

###### ③ 内容

- ・エシカル講演会「ご縁の国とエシカル消費」  
（講師：日本エシカル推進協議会 会長 生駒芳子氏）
- ・トークイベント（出演：ガンバレルーヤ、生駒芳子氏 等）
- ・環境絵本「地球の秘密」読み聞かせ
- ・「ご縁の国」エシカルマルシェ
- ・「ご縁」で学ぼう！エシカルワークショップ
- ・「ご縁」をつなごう！エシカルスタンプラリー
- ・エシカルタペストリー展示

###### ④ その他

- ・パブリシティ出演（日本海テレビ）
- ・イベント広報（TVCM、SNS、ラジオ等）



【図1 イベントチラシ】



【図2 トークイベント】



【図3 ワークショップ】



【図4 会場全景】